



## 厚木市緊急通報システム事業運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし老人及び高齢者世帯並びに重度障害者の緊急事態における臨機の処置を図るために実施する緊急通報システム事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 この事業は、市内に住所を有し、かつ、居住する者で、自宅に当該事業の利用が可能な電話回線を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対して実施する。

(1) 厚木市ひとり暮らし老人登録台帳に記載されている者又は緊急時に他の世帯員による対応が困難な65歳以上の者で構成される世帯に属するもので、**身体上慢性疾患等のため常時注意を要する状態にあるもの**

(2) **身体障害の状態により常時注意を要する状態にある者**で、緊急時に他の世帯員による対応が困難である次のいずれかの世帯に属するもの

ア 身体障害者手帳1級又は2級の者で構成される世帯

イ 重度障害者と65歳以上の者で構成される世帯

(3) 前2号に規定する者に準ずる者として、市長が特に認めたもの

## (事業の委託)

第3条 この事業は、緊急通報システムを業とする法人（以下「受託者」という。）に委託して行うものとする。

## (事業の内容)

第4条 この事業は、電話回線を使用し、対象者に受託者の携帯用無線発報器、有線発報器、無線受信器及び専用送信器（複数の機器が一体となっているものを含む。以下「貸与機器」という。）を貸与することにより行うものとし、対象者は、緊急事態にあつては、貸与機器により受託者に通報する。

2 受託者は、緊急通報受信室に専用受信機及びデータ処理機を設置し、対象者が緊急時に発した通報を受けた場合は、電話による確認又は必要に応じ対象者の住居に直行し、関係者及び関係機関に連絡する等適切な処置を行うものとする。

## (申請手続等)

第5条 この事業の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム事業申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を受理したときは、申請者の健康状態及び家庭状

この身体状態を確認する

況等を調査の上、事業の適用の要否を決定し、適用するときは緊急通報システム事業決定通知書により、適用しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）と緊急通報システム機器貸与契約書により契約を締結する。

4 市長は、前項の規定により契約を締結したときは、受託者に対して、緊急通報システム事業連絡通知書によりその旨を通知するものとする。

5 受託者は、前項の規定による通知を受領したときは、第4条に規定する事業を実施するものとする。

（貸与機器の使用制限等）

第6条 利用者は、貸与機器の現状を変更し、転貸し、又はこの事業の目的以外に使用してはならない。

2 利用者は、貸与機器を損傷し、又は忘失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。この場合において、利用者の故意によるものと認められるときは、その損害を保障しなければならない。

（届出）

第7条 利用者は、入院等により居宅を長期間にわたり不在にするとき又は次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに緊急通報システム事業変更届により市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名

(2) 電話番号

(3) 緊急連絡先（別居親族を含む）

（事業の取消し）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム事業取消通知書により事業の取消しをするものとする。

(1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 施設等に入所したとき。

(3) この事業の取消しを申し出たとき。

2 市長は、前項の規定により事業の決定を取り消したときは、直ちに受託者にその旨を通知し、受託者は貸与機器の撤去等取消しに伴う必要な処理を行うものとする。

（費用負担）

第9条 利用者は、緊急時の発報及び定時発報に要する電話料金を負担するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、この事業を円滑に運営するため警察署、消防署等の行政機関と密接な関係を保つとともに、民間関係団体等の協力を得るよう努めるものとする。

(登録台帳の整備等)

第11条 市長は、この事業の実施に当たり、対象者に関する必要な事項を把握するため、緊急通報システム利用登録台帳を整備するものとする。

2 市長は、第5条第3項に規定する契約が成立した日の属する年度を初年度として、3年ごとに対象者に関する現況調査を実施するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

ただし、第3条及び第5条の規定は、昭和60年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 厚木市ひとり暮らし重度障害者等緊急通報システム事業要綱（平成12年4月1日施行）は、廃止とする。

# 厚木市緊急通報システム事業申請書

平成 年 月 日

(あて先) 厚木市長

厚木市緊急通報システムを利用したいので、申請します。

申請者	ふりがな 氏名		性別	男・女	
	住所	厚木市			
	電話番号				
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)			
	血液型	(A B O式)	(R H式)		
	身体状況				
緊急時の対応		氏名	関係	住所	電話番号
	自宅の鍵の管理				
	自宅の管理				
<p>厚木市緊急通報システム事業を利用するに当たり、次の事項について確認します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 緊急事態が発生した場合は、別紙緊急通報システム利用者登録台帳に記載してある緊急連絡先に連絡をします。</li><li>2 緊急通報を発し通報を受けた者からの確認電話に応答しない場合は、通報を受けた者の住居内への立入を認めます。</li><li>3 緊急通報を受けた者が住居内に入るに際し、やむを得ず住居等の一部に破損が生じて、修復等についての責任を問いません。</li></ol> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 認められない</p>					

## 厚木市日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市が援護の実施者となっている障害者及び障害児の保護者（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は修理（以下「給付等」という。）をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として行う厚木市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）第3条第7号に規定する日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、この事業を円滑に実施する体制が確保されている者（以下「業者」という。）を登録し、その業者に用具の給付等を行わせることができるものとする。

(登録の届出)

第3条 第2条第2項に該当する業者が事業を実施する場合は、厚木市地域生活支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、厚木市地域生活支援事業者登録届出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本(個人の場合にあつては、住民票抄本)
- (2) 定款
- (3) 法人市民税納税証明書(個人の場合にあつては、市民税納税証明書)
- (4) 事業経歴書

(給付等の対象の用具等)

第4条 給付等の対象となる用具は、別表の種目の欄に掲げる用具とし、**その対象者は、同表の対象要件の欄に掲げる要件に該当する障害者等とする。**ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除く。

2 既に給付等を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付等の日から別表の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、原則として給付の対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(給付等の申請)

第5条 用具の給付等を受けようとする障害者等（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付等申請書に該当用具の見積書を添付し、市長に提出しなければならない。

(調査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、調査書を

各種要件（病状）が違うことや手帳を持っていない国指定の難病の罹患者も対象となるため

作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは日常生活用具給付決定通知書により、給付等を却下したときは却下通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付等)

第8条 前条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた障害者等（以下「給付等決定者」という。）は、第3条の規定による届出により登録を受けた業者（以下「登録業者」という。）に給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。

2 点字図書の給付については、厚木市点字図書給付事業実施要綱（平成4年7月6日施行）に定めるところによるものとする。

3 住宅改修の給付については、別表に定める居宅生活動作補助用具の住宅改修の範囲とし、対象者が居住する住宅に対して1回に限る。

(費用の負担)

第9条 給付等決定者は、当該用具の給付等に要する費用の一部を用具の納入を受けた登録業者（以下「納入業者」という。）に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払い)

第10条 市長は、納入業者から用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から、前条の規定により給付等決定者が納入業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の基準額の欄に掲げる額の範囲内とする。

(譲渡等の禁止)

第11条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第12条 市長は、障害者等が虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けたとき、又は用具の給付等を受けた障害者等が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排せつ管理支援用具の特例)

第13条 市長は、障害者等の申請の利便を考慮し、排せつ管理支援用具については、2箇月分の額の給付券を、1回の申請当たり3枚まで一括して交付することができるも

のとする。

(台帳の整備)

第14条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具決定台帳を整備するものとする。

(調査の方法)

第15条 厚木市地域生活支援事業実施要綱第7条の規定による調査の方法は、登録業者若しくは登録業者であった者若しくは当該登録業者の従業員であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求めるものとし、必要と認められる場合は、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは用具の販売を行う事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査をするものとする。

2 前項の規定により質問又は調査を行うときは、当該職員はその身分を示す証明書等を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(不当利得の返還)

第16条 市長は、登録業者が偽りその他の不正の手段によって用具の給付等に要する費用の支給を受けたときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月4日から施行し、第9条を除き、平成18年10月1日から適用する。
- 2 厚木市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

介護・訓練支援用具					
種 目	用具の性能	対 象 要 件	年 齢	耐 用	基 準 額 (円)
			要 件	年 数	
特殊寝台 ●	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者で寝たきりの状態にある者	18歳以上	8	154,000
特殊マット ●	褥瘡 <small>じよくそう</small> の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	(1) 下肢又は体幹機能障害1級以上の者で常時介護を要する者 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上で常時介護を要する児童 (3) 知的障害の程度が重度又は最重度で常時介護を要する者 (4) 難病患者で寝たきりの状態である者	18歳以上 原則3歳以上 原則3歳以上	5	19,600
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の者で常時介護を要する者 (2) 難病患者で自力で排尿できない者	原則学齢児以上	5	67,000
入浴担架	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	(1) 下肢又は体幹機能障害1級で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する児童	18歳以上 原則3歳以上	5	82,400
体位変換器	体位を変換させるに当たって、容易に使用し得るもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者で寝たきりの状態である者 (※それぞれ下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	原則学齢児以上	5	15,000
移動用リフト ●	移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者で下肢若しくは体幹機能に障がいのある者	原則3歳以上	4	159,000
訓練いす	原則として付属のテーブルが付いたもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	原則学齢児	5	33,100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	原則学齢児	8	159,200

種 目	用具の性能	対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
<b>自 立 生 活 支 援 用 具</b>					
種 目	用具の性能	対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
入浴補助用具 ●	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を要する者 (2) 難病患者で入浴に介助を要する者	原則 3歳 以上	8	90,000
便器	容易に使用し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者で常時介護を要する者	原則 学齢児 以上	8	9,850
頭部保護帽 ○	スポンジ、革及びプラスチックを主材料として、ヘルメット型に製作されており、転倒時のショックを吸収し、頭部を保護できるもの	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があり、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (3) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者	18歳 以上  原則 学齢児 以上  原則 学齢児	3	15,200
T字状・棒状のつえ	主体が木材、外装がニス塗装のもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があり、つえの使用により歩行機能が補完される者	原則 3歳 以上	3	2,200(注1)
	主体が軽金属、外装が塗装なしのもの				3,000(注1)
移動・移乗支援用具	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。 (1) 身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等ができるもの	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害がある者 (2) 難病患者で下肢機能に障がいがある者 (※それぞれ、家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。)	制限 なし	8	60,000
特例歩行器	体幹を固定する機能を有することで体幹バランスがとれるようになるものであって、歩行が可能になるもの(注2)	体幹機能障害2級以上で、補装具として購入費助成可能な歩行器では体幹バランスがとれない者(注3)	原則 学齢児	5	500,000
特殊便器	温水洗浄便座(温水洗浄装置や温風乾燥装置のついた便座)であり、容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (2) 上肢障害2級以上の者 (3) 難病患者で上肢機能に障がいのある者	原則 学齢児 以上	8	151,200

種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		(1) 身体障害者手帳2級以上の者 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度である者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級である者 (※それぞれ、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	制限なし	8	15,500
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの		(1) 身体障害者手帳2級以上の者 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度である者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級である者 (4) 難病患者 (※それぞれ、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	制限なし	8	28,700
電磁調理器	容易に使用し得るもの		(1) 視覚障害2級以上の者 (※盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。) (2) 知的障害の程度が重度又は最重度である者	18歳以上	6	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	容易に使用し得るもの		視覚障害2級以上の者	原則 学齢児 以上	10	11,000
聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(注4)		聴覚障害2級以上の者 (※聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	制限なし	10	87,400
<b>在 宅 療 養 等 支 援 用 具</b>						
種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの		腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	原則 3歳 以上	5	51,500
ネブライザー ●	容易に使用し得るもの		(1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) 身体障害者手帳3級以上で診断書等により必要性が認められる者 (3) 難病患者で呼吸機能に障がいのある者 (4) 難病患者で診断書等により必要性が認められる者	制限なし	5	36,000
電気式たん吸引器 ●	容易に使用し得るもの		(1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) 身体障害者手帳3級以上で診断書等により必要性が認められる者 (3) 難病患者で呼吸機能に障がいのある者 (4) 難病患者で診断書等により必要性が認められる者	制限なし	5	56,400
酸素ボンベ運搬車	容易に使用し得るもの		医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	10	17,000

種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)	
	種 目	用具の性能				標準額	特設額
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、容易に使用し得るもの	(1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) 心臓機能障害3級以上の者 (3) 身体障害手帳3級以上で診断書等で必要性が認められる者 (4) 難病患者で診断書等で必要性が認められる者 (※それぞれ、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を常時使用している者に限る。)	制限なし	5		157,500
盲人用体温計(音声式)		視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の者 (※盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	原則 学齢児 以上	5		9,000
盲人用体重計		視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の者 (※盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	18歳 以上	5		18,000
盲人用血圧計		視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の者 (※盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	18歳 以上	5		15,000
<b>情報・意思疎通支援用具</b>							
種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)	
	種 目	用具の性能				標準額	特設額
携帯用会話補助装置		携帯式で、言葉、音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	(1) 音声機能若しくは言語機能に障がいのある者 (2) 肢体不自由者のうち、発声又は発語に著しい障がいのある者 (3) 知的障害を有すると判定された者(注5)	原則 学齢児 以上	5		98,800
情報・通信支援用具		キーボード、ハードディスク等障害者向けのパーソナルコンピュータに接続する周辺装置及び音声ワープロソフト、音声入力ソフト、音声読上ソフト、自動点訳ソフト等パソコンの使い勝手を向上させるコンピュータプログラム等のアプリケーションソフト(基本OSソフト除く。)	(1) 視覚障害2級以上の者 (2) 上肢機能障害2級以上の者	原則 学齢児 以上	6		100,000
点字ディスプレイ		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害2級以上の者	18歳 以上	6		383,500
点字器		点字用紙を挟んで固定する板、点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたものであって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	視覚障害を有する者	制限 なし	標準型 (18行で 両面書 のもの)	標準型	10,400
					携帯用 (4行及び 12行で片 面書のも の)	携帯用	7,200

種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)	
点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの		視覚障害2級以上の者 (※就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。)	原則 学齢児 以上	5	63,100	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使用し得るもの		視覚障害2級以上の者	原則 学齢児 以上	6	85,000 (録音再生機の場合) 35,000 (再生専用機の場合)	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの		視覚障害2級以上の者	原則 学齢児 以上	6	99,800	
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出させるもの		視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	原則 学齢児 以上	8	198,000	

**情報・意思疎通支援用具**

種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)	
盲人用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの		視覚障害2級以上の者	18歳 以上	10	13,300	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの		(1) 聴覚障害を有する者 (2) 発声若しくは発語に著しい障害を有する者 (※コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者に限る。)	原則 学齢児 以上	5	50,000	
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの(テレビ本体は除く。)		聴覚障害を有する者 (※本装置によりテレビの視聴が可能になる者に限る。)	原則 3歳 以上	6	88,900	
人工喉頭 ◎	笛式については、呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの 電動式については、顎下部等に於て電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの		喉頭を摘出した障害者	原則 3歳 以上	4 (笛式)	笛式	5,000 (注6)
					5 (電動式)	電動式	70,100

種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
人工喉頭 修理 ◎	気管カニューレ交換 充電器交換 振動板交換 スナップリード線交換 プリント板交換 スイッチ交換 電気接点交換 振動スプリング交換 押ボタンスプリング交換	3,150円 1,600円 9,000円 50円 14,600円 1,100円 4,500円 1,650円 1,650円		原則 3歳 以上		
点字図書	点字により作成された図書		視覚障害を有し、主に情報を点字により入手している者	制限 なし	-	-
<b>排 泄 管 理 支 援 用 具</b>						
種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)
ストマ用装具(蓄便袋)(注7) ◎	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、 主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの		腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工 肛門を設け排泄を行っている者	制限 なし	-	8,858(月額)
ストマ用装具(蓄尿袋)(注7) ◎	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋の尿処理用のキャッ プ付きで、主材はラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの		膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工 膀胱を設け排泄を行っている者	制限 なし	-	11,639(月額)
紙おむつ(注8)	紙おむつ、サラン又はガーゼであること。		(1)治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著し いびらん又はストマの変形のためストマ用装具を装着できない 者 (2)先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害によ る高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 (3)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機 能障害のある者 (4)脳性麻痺等脳原性運動機能障害に起因する高度の排尿機 能障害又は高度の排便機能障害がある者(おおむね3歳未満 に発症した脳性麻痺等により四肢体幹機能障害を有し、医師意 見書により次に掲げる状態に該当すると認められる者。) ア 自力でトイレに行けないこと。 イ 自力で便座に座ること及び排便補助具の使用ができないこ と。 ウ 介助による定時排泄をすることができないこと。	原則 3歳 以上	-	12,360(月額)

種 目	用具の性能		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)	
収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもので、主材はラテックス製又はゴム製のもの		脊髄損傷等による排尿障害のため、排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にあること等により、収尿器を必要とする者	制限なし	半年	男子用普通型	7,700
						男子用簡易型	5,700
						女子用普通型 (耐久性ゴム製採尿袋を有するものの場合)	8,500
						女子用簡易型 (ポリエチレン製採尿袋導尿ゴム管付の場合)	5,900
収尿器修理	サポーター交換 4,000円 ゴムバンド付収尿瓶交換 3,900円 ゴム管及びつなぎ管付収尿 1,950円 ゴム袋交換						
<b>住 宅 改 修 費</b>							
種 目	住宅改修の範囲		対 象 要 件	年 齢 要 件	耐 用 年 数	基 準 額 (円)	
居宅生活動作補助用具	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものなお、住宅改修の範囲は、次のとおりとする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等の扉の取替え (5) 洋式便所等への便器の取替え		(1) 下肢又は体幹機能障害3級以上の者 (2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(運動機能障害に限る。)3級以上の者 (3) 難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者  ※便器について、特殊便器取替える場合は、上肢障害2級以上に限る。(注9)	原則 学齢児 以上	—	200,000	

◎：施設に入所している者、グループホームに入所している者及び入院している者も対象とする。

○：施設に入所している者及びグループホームに入所している者も対象とする。

●：グループホームに入所している者も対象とする。

注1 価格は、1本当たりのものとし、T字状・棒状のつえの価格については、夜光材付きとした場合は410円(全面夜光材付きとした場合は1,200円)増しとし、外装に白色又は黄色のラッカーを使用した場合は260円増しとすること。

注2 「体幹バランスがとれるようになるものであって、歩行が可能になる」とは、起立位で下肢を前後左右に動かし、自発的移動が可能になり、及び上肢が自由になり、移動中の動作、操作等が可能になり、その状態が1日に合計して概ね2時間保てることをいう。この場合において、地区担当ケースワーカーは、支給決定前にその実態調査を行うものとする。

注3 支給に当たっては、次の点に留意する。

(1) 支給決定には教育上の理由も加味して判断することとし、申請時に学校等の見解を記載した意見書(様式は任意)の添付を求めることができる。

(2) 支給決定は、業者からのレンタル等により給付対象者への有効性を試験したことがある場合に限り、行うものとする。

(3) 地区担当ケースワーカーにおいては、支給決定後3年間、少なくとも年に1回以上モニタリングを行い、使用状況を確認するものとする。

注4 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

注5 知的障害を有すると判定された者に対する支給の場合、次の要件を満たす場合に限る。

(1) 申請には自閉症等の診断書(様式は任意)を添付する。ただし、自閉症等の診断書であればよいこととし、携帯用会話補助装置の使用についての主治医の意見までは求めないこととする。

(2) 業者からのレンタル等により、給付対象者への有効性を試験したことがある場合に限る。ない場合には勧奨することとする。

注6 気管カニューレ付きとした場合は3,100円増しとすること。

注7 ストマ用器具の付属品として認められるものは原則として以下の13品目とする。ただし、ストマ専用の付属品としてつくられたもので、その使用が特に必要と認められる場合においては、13品目以外でも給付の対象とする。

皮膚保護ペースト/皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバッグ(下肢装着用蓄尿袋)、ナイト・ドレーナージバッグ(夜間用蓄尿袋)、ストマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤

注8 付属品は、原則として、おしりふき、尿取りバット、脱脂綿及び固定用テープとする。

注9 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ、取り扱うものとする。

課長	係長	係員	文書主任	公印使用承認	決裁区分	分類	5・1・2
					E	保存	5年
						起案	・
			障がい福祉課	障がい者支援第二係		決裁	・
						施行	・

本件、決定してよろしいか

## 日常生活用具給付等申請書

年 月 日

厚木市長

申請者 住所 厚木市

氏名

印

電話番号

次のとおり日常生活用具の給付等を申請します。

障 害 者	氏名		住所		生年月日			
					年 月 日			
	身体障害者手帳番号		県 第	号	昭和・平成			日交付
	障 害 名				年 月 日			
世 帯 状 況	障 害 名		種		級			
	療育手帳番号		第	号	昭和・平成			種
	氏名	続柄	生年月日	備考	氏名	続柄	生年月日	備考
			・	・			・	・
			・	・			・	・
			・	・			・	・
給付等を希望する理由		日常生活に支障をきたすため						
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の承諾)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況		入 浴	1 他人の介護を必要 2 清拭のみ 3 入浴・清拭ともしていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介護を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる			
給付等を受けたい用具の名称					委託業者			
給付等の上特に希望する事項								

(趣旨)

第1条 この要綱は、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)の環境改善を図るため、対象地域内に居住する市民(対象地域外に居住する市民であって、市長が特に認める者を含む。以下「関係住民」という。)に対して住宅新築資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、関係住民で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者で、1年以上居住している者。ただし、市長が特に認めた場合には、この限りではない。
- (2) 住宅を新築しようとする土地について、正当な権利を有すること。
- (3) 貸付けを受けた資金及びこれに係る利息の償還の見込みが確実であること。
- (4) 自己の居住の用に供する目的で住宅を新築又は購入する者であること。

(貸付金の範囲)

第3条 貸付金の範囲は、1戸当たり300万円以上1,080万円以下とする。

(貸付金の利率及び償還期限)

第4条 貸付金の利率及び償還期限は、次のとおりとする。

- (1) 利率は、年3.5パーセントとする。ただし、第11条第4項の貸付けを受けるまでの期間は、無利息とする。
- (2) 償還期限は、第8条第2項第4号に掲げる住宅にあつては20年、その他の住宅にあつては25年とする。この場合において、据置期間1年を含めて算定期間として算定する。

(償還の方法)

第5条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、別に定める償還表により元利均等額(以下「元利金」という。)を毎月償還するものとする。

2 前項の元利金の償還に当たっては、市長の発行する納入通知書により、厚木市指定金融機関に指定された日(以下「納入期限」という。)までに納入しなければならない。

(繰上償還)

第6条 借受人は、市長に申し出た後において、貸付金の未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還することができるものとする。

(違約金の徴収)

第7条 市長は、借受人が第5条第2項に規定する納入期限までに元利金の償還をしないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、納入すべき金額について年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由があると特に市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金の額の計算についての年当たりの日数は、365日とする。

(住宅に関する基準)

第8条 資金の貸付けに係る住宅（以下「貸付対象住宅」という。）は、借受人が現に居住する市内に存しなければならない。ただし、特別な事由があるものとして市長が特に認めた場合においては、この限りではない。

2 貸付対象住宅は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 自己の居住の用に供する目的で新築する住宅。
- (2) 新築された住宅で、人の居住の用に供したことがない住宅。
- (3) 昭和45年4月1日以降に建築された地上階数3以上の共同住宅。
- (4) 昭和54年4月1日以降に建築された専用住宅。

3 貸付対象住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造、設備、敷地等を備え、かつ、良好な居住性を有する住宅で1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）が、30平方メートル以上125平方メートル以下のものとする。

ただし、第2項第3号に掲げる住宅を除き、60歳以上の者とその親族が同居する場合（60歳以上の者とその配偶者のみが同居する場合を除く。）又は、6人以上の親族が同居する場合等で、特に市長がその必要を認めたときは、1戸の床面積の合計の上限を165平方メートルとすることができる。

(資金の借入申込み)

第9条 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人と連署押印のうえ、住宅新築資金借入申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書
- (2) 借受人の家族全員の住民票の写し
- (3) 貸付対象住宅の付近見取図及び建築確認通知書の写し（購入する住宅については、登記簿謄本の写し）
- (4) 貸付対象住宅の建築工事費見積書（購入する住宅については、売買予定価格を証する書面）
- (5) 貸付対象住宅の各階平面図及び敷地の平面図

(6) 貸付対象住宅建築用地の登記簿謄本の写し（借地の場合は、賃貸借契約書の写し）

(7) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第10条 市長は、住宅新築資金借入申請書の申込みを受けたときは、添付書類等により内容の審査を行い、貸付けの可否を決定し、貸付決定、却下通知書（第2号様式）により、借受申込人に通知するものとする。

(契約の締結及び資金の貸付)

第11条 借受申込人は、前条の貸付決定通知書により通知を受けたときは、建築工事契約書（購入については、建築売買契約書）の写しを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の内容を確認したときは、借受人と住宅新築資金の貸付けについて契約を締結するものとする。

3 市長は、前項の規定により契約を締結したときは、貸付金の2分の1の範囲の額を貸付けすることができる。ただし、第8条第2項第1号に該当する住宅は、市長が特に必要と認める場合を除き、工事着手を確認した後に貸付けするものとする。

4 貸付金又は前項の規定により貸付けた貸付金の残金は、貸付対象住宅について抵当権設定登記及び質権の設定が完了した後に借受人に貸付けするものとする。

5 貸付金の償還期間に係る据置期間については、前項の規定により貸付けを受けた日から起算して1年とする。

(工事着手時期)

第12条 第8条第2項第1号に該当する住宅で借受人が新築する住宅にあつては、前条第2項の規定により、住宅新築資金の貸付けについて契約を締結した日から起算して30日以内に貸付対象住宅の建築工事に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(工事着手届)

第13条 借受人は、前条の規定により貸付対象住宅の建築工事に着手したときは、直ちに工事着手届出書（第3号様式）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(完了届)

第14条 借受人は、貸付対象住宅の建築が完了したとき又は貸付対象住宅の購入が完了したときは、直ちに完了届（第4号様式）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、当該貸付対象住宅が第8条に規定する基準に適合しているかどうか検査を行うものとする。

3 借受人は、前項の完了検査を拒んではならない。

(抵当権の設定)

第15条 借受人は、貸付対象住宅に係る建築工事又は購入が完了したときは、市長の指示に従い貸付金の償還が完了するまでの間、本市に対して抵当権を設定しなければならない。

2 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、速やかに抵当権の解除を行うものとする。

(質権の設定)

第16条 借受人は、貸付対象住宅に係る建築工事又は貸付対象住宅の購入が完了したときは、当該住宅について貸付金の償還が完了するまでの間、継続して火災保険に付し、本市が保険金の請求権を取得することを目的とする質権を設定しなければならない。

2 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、速やかに質権の解除を行うものとする。

(連帯保証人)

第17条 資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えている家族以外の連帯保証人1人を立てなければならない。

(1) 市内に住所を有する者。ただし、市長が特に認めた場合には、神奈川県内に住所を有する者。

(2) 破産者でないこと。

(3) 未成年者、禁治産者又は準禁治産者でないこと。

(4) 借受人に代わって貸付金に係る債務を弁済する能力を有する者であること。

2 借受人は、連帯保証人が連帯保証人としての資格を欠くに至ったときは、遅滞なく新たな連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(第5号様式)を市長に提出して承認を得なければならない。

3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、この保証債務は第7条に規定する違約金をも包含するものとする。

(行為の制限)

第18条 借受人は、貸付金の償還が完了するまで貸付対象住宅について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付対象住宅の全部又は一部を市長の承認を得ないで第三者に貸付けること。

(2) 貸付対象住宅の全部又は一部を第三者に譲渡すること。

(3) 貸付対象住宅の価格を著しく減少させる行為をすること。

(期限前償還)

第19条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限前に借受人に対し貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 償還金の納付を怠ったとき。
- (4) 第18条の規定に違反したとき。
- (5) その他正当な理由がなく第11条第2項の規定による契約の条項又はこの要綱に違反したとき。

(届出義務)

第20条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- (2) 借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 借受人又は連帯保証人の財産について仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立がなされたとき。

(費用の負担)

第21条 第15条第1項の規定による抵当権の設定に要する費用、第16条第1項の規定による火災保険契約に要する費用並びに第15条第2項の規定による抵当権の解除に要する費用及び第16条第2項の規定による質権の解除に要する費用は、それぞれ借受人の負担とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けの実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。
- 2 厚木市地域改善事業住宅新築資金貸付要綱〔昭和53年1月21日施行（以下「旧要綱」という。）〕は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前において、旧要綱の規定により貸付けた貸付金は、この要綱の規定により貸付けたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和62年5月20日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年9月30日から施行し、同年4月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年8月14日から施行し、同年5月10日適用する。

## 厚木市地域改善事業住宅改修資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)の環境改善を図るため、対象地域内に居住する市民(対象地域外に居住する市民であつて、市長が特に認める者を含む。以下「関係住民」という。)に対して住宅改修資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、関係住民で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者で、1年以上居住している者。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 自ら居住している住宅又は自ら居住することを目的として住宅を改修する者
- (3) 改修しようとする住宅について、正当な権限を有する者
- (4) 貸付を受けた資金及びこれに係る利息の償還の見込みが確実である者

(貸付金の限度額)

第3条 貸付金の限度額は、1戸当たり480万円とする。

(貸付金の利率及び償還期限)

第4条 貸付金の利率及び償還期限は、次のとおりとする。

- (1) 利率は、年3.5パーセントとする。ただし、第11条第4項の貸付金の支払いを受けるまでの期間は、無利息とする。
- (2) 償還期限は、15年とする。この場合において据置期間1年を含めて算定期間として算定する。

(償還の方法)

第5条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、別に定める償還表により元利均等額(以下「元利金」という。)を毎月償還するものとする。

2 前項の元利金の償還に当たっては、市長の発行する納入通知書により、厚木市指定金融機関に指定された日(以下「納入期限」という。)までに納入しなければならない。

(繰上償還)

第6条 借受人は、市長に申し出た後において、貸付金の未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還することができるものとする。

(違約金の徴収)

第7条 市長は、借受人が第5条第2項に規定する納入期限までに元利金の償還をしないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、納入すべき金額について年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由があると特に市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金の額の計算についての年当たりの日数は、365日とする。

(住宅に関する基準)

第8条 資金の貸付けに係る住宅（以下「貸付対象住宅」という。）は、借受人が現に居住する市内に存しなければならない。

2 貸付対象住宅の改修工事は、住宅又は住宅部分の基礎、床、土台、柱、壁、はり、天井、屋根、その他の主要な構造部分又は電気設備、給排水設備、台所、便所等の設備について行われる増築、改築、移築、修繕若しくは、模様替え又は設備の改善とする。

(資金の借入申込み)

第9条 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人と連署押印の上、住宅新築改修資金借入申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申込まなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書
- (2) 借受人の家族全員の住民票の写し
- (3) 貸付対象住宅の付近見取図及び建築確認通知書（建築基準法第6条に定める届出義務のないものは除く。）写し。
- (4) 貸付対象住宅の改修工事費見積書
- (5) 貸付対象住宅の登記簿謄本の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第10条 市長は、借入申請書の申込みを受けたときは、添付書類等により内容の審査を行い、貸付けの可否を決定し、貸付決定、却下通知書（第2号様式）により、借受申込人に通知するものとする。

(契約の締結及び資金の貸付)

第11条 借受申込人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、工事契約書の写しを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の内容を確認したときは、借受人と住宅改修資金の貸付けについて契約を締結するものとする。

3 市長は、前項の規定により契約を締結したときは、市長が特に認める場合を除き、貸

付対象住宅の改修工事の着手を確認した後に、貸付金の2分の1の範囲の額を貸付けすることができる。

- 4 貸付金の残額については、貸付対象住宅について、抵当権設定登記及び質権の設定が完了した後に借受人に貸付けるものとする。
- 5 貸付金の償還期間に係る据置期間については、前項の規定により貸付けを受けた日から起算して1年とする。

(工事着手時期)

第12条 前条第2項の規定により住宅改修資金の貸付けについて契約を締結した日から起算して30日以内に貸付対象住宅の改修工事に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(工事着手届)

第13条 借受人は、前項の規定により貸付対象住宅の改修工事に着手したときは、直ちに工事着手届出書(第3号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了届)

第14条 借受人は、貸付対象住宅の改修工事が完了したときは、直ちに工事完了届(第4号様式)によりその旨を届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、当該貸付対象住宅が第8条に規定する基準に適合しているかどうか検査を行うものとする。
- 3 借受人は、前項の工事完了検査を拒んではならない。

(抵当権の設定)

第15条 借受人は、貸付対象住宅に係る改修工事が完了したときは、市長の指示に従い貸付金の償還が完了するまでの間、本市に対して括当権を設定しなければならない。

- 2 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、速やかに抵当権の解除を行うものとする。

(質権の設定)

第16条 借受人は、貸付対象住宅に係る改修工事が完了したときは、当該住宅について貸付金の償還が完了するまでの間、継続して火災保険に付し、本市が保険金の請求権を取得することを目的とする質権を設定しなければならない。

- 2 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、速やかに質権の解除を行うものとする。

(連帯保証人)

第17条 資金の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えている家族以外の連帯保証人1人を立てなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、市長が特に認める場合には、神奈川県内に住所を有する者。
  - (2) 破産者でないこと。
  - (3) 未成年者、禁治産者又は準禁治産者でないこと。
  - (4) 借受人に代わって貸付金に係る債務を弁済する能力を有する者であること。
- 2 借受人は、連帯保証人が連帯保証人としての資格を欠くに至ったときは、遅滞なく新たな連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（第5号様式）を市長に提出して承認を得なければならない。
- 3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、この保証債務は第7条に規定する違約金をも包含するものとする。

(行為の制限)

第18条 借受人は、貸付金の償還が完了するまで貸付対象住宅について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付対象住宅の全部又は一部を市長の承認を得ないで第三者に貸付けること。
- (2) 貸付対象住宅の全部又は一部を第三者に譲渡すること。
- (3) 貸付対象住宅の価格を著しく減少させる行為をすること。

(期限前償還)

第19条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限前に借受人に対し貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 償還金の納入を怠ったとき。
- (4) 第18条の規定に違反したとき。
- (5) その他正当な理由がなく第11条第2項の規定による契約の条項又はこの要綱に違反したとき。

(届出義務)

第20条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- (2) 借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 借受人又は連帯保証人の財産について仮差押さえ、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立があされたとき。

(費用の負担)

第21条 第15条第1項の規定による抵当権の設定に要する費用、第16条第1項の規定による火災保険契約に要する費用並びに第15条第2項の規定による抵当権の解除に要する費用及び第16条第2項の規定による質権の解除に要する費用は、それぞれ借受人の負担とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けの実施に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。
- 2 厚木市地域改善事業住宅改修資金貸付要綱〔昭和53年10月1日施行（以下「旧要綱」という。）〕は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前において、旧要綱の規定により貸付けた貸付金は、この要綱の規定により貸付けたものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、昭和62年5月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

## 厚木市地域改善事業宅地取得資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)の環境改善を図るため、対象地域内に居住する市民(対象地域外に居住する市民であつて、市長が特に認める者を含む。以下「関係住民」という。)に対して宅地取得資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、関係住民であつて次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者で、1年以上居住している者。ただし、市長が特に認めた場合には、この限りではない。
- (2) 自己の居住する住宅の用に供するため、土地又は借地権の取得(当該土地又は借地権の目的となっている土地の造成を含む。)を行おうとする者
- (3) 貸付けを受けた資金及びこれに係る利息の償還の見込みが確実である者

(貸付金の限度額)

第3条 貸付金の限度額は、1団当たり900万円とする。

(貸付金の利率及び償還期限)

第4条 貸付金の利率及び償還期限は、次のとおりとする。

- (1) 利率は、年3.5パーセントとする。ただし、第11条第4項の貸付金の貸付けを受けるまでの期間は、無利息とする。
- (2) 償還期限は、25年とする。この場合において、据置期間1年を含めて算定期間として算定する。

(償還の方法)

第5条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、別に定める償還表により元利均等額(以下「元利金」という。)を毎月償還するものとする。

2 前項の元利金の償還に当たっては、市長の発行する納入通知書により、厚木市指定金融機関に指定された日(以下「納入期限」という。)までに納入しなければならない。

(繰上償還)

第6条 借受人は、市長に申し出た後において、貸付金の未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還することができるものとする。

(違約金の徴収)

第7条 市長は、借受人が第5条第2項に規定する納入期限までに元利金の償還をしないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、納入すべき金額について年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由があると特に市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金の額の計算についての年当たりの日数は、365日とする。

(宅地に関する基準)

第8条 資金の貸付けに係る土地（以下「貸付対象土地」という。）は、借受人が現に居住する厚木市に存しなければならない。ただし、特別な事由があるものとして市長が特に認めた場合においては、この限りではない。

2 貸付対象土地の規模は、100平方メートル以上400平方メートル以下（共同住宅にあっては、50平方メートル以上400平方メートル以下）とする。ただし、既に自らが居住する住宅が建築されている土地に貸付対象土地を加え1団の土地とするときは、当該1団の土地の規模が100平方メートル以上400平方メートル以下となるものでなければならない。

(資金の借入申込み)

第9条 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人と連署押印の上、宅地取得資金借入申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書
- (2) 借受人の家族全員の住民票の写し
- (3) 貸付対象土地の登記簿謄本及び売買価格を証する書面又は借地権の取得価格を証する書面
- (4) 貸付対象土地の公図の写し及び付近見取図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第10条 市長は、宅地取得資金借入申請書の提出を受けたときは、添付書類等により内容の審査を行い、貸付の可否を決定し、貸付決定、却下通知書（第2号様式）により、借受申込人に通知するものとする。

(契約の締結及び資金の貸付け)

第11条 借受人は、前条の貸付決定通知書により通知を受けたときは、土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写しを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の内容を確認したときは、借受人と宅地取得資金の貸付けについて契約を締結するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により契約を締結したときは、貸付金の2分の1の範囲の額を貸付けすることができる。ただし、借地権の取得にあつては、一括貸付とする。
- 4 貸付金の残額については、貸付対象土地について、抵当権設定登記が完了した後に借受人に貸付けするものとする。
- 5 貸付金の償還期間に係る据置期間については、前項の規定により貸付けを受けた日から起算して1年とする。

(住宅の建築義務)

第12条 借受人は、前条第3項ただし書き又は第4項に規定する貸付金の貸付けを受けた日から起算して、2年以内に貸付対象土地に自らが居住する住宅の建築に着手しなければならない。ただし、当該貸付対象土地を含む1団の土地に既に自らが居住する住宅が建築されているとき又は特別な事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により貸付金の貸付けを受けた日から2年以内に貸付対象土地に自らが居住する住宅の建築に着手できない場合には、市長に届け出し、市長の承認を得なければならない。

(完了届)

第13条 借受人は、貸付対象土地の取得が完了したときは、直ちに完了届（第3号様式によりその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があつたときは、当該貸付対象土地が第8条に規定する基準に適合しているかどうか検査を行うものとする。
- 3 借受人は、前項の完了検査を拒んではならない。

(抵当権の設定)

第14条 借受人は、貸付対象土地の取得が完了したときは、市長の指示に従い貸付金の償還が完了するまでの間、本市に対して抵当権を設定しなければならない。ただし、借地権の取得にあつては、この限りでない。

- 2 市長は、土地の取得を目的とした借受人が貸付金の償還を完了したときは、速やかに抵当権の解除を行うものとする。

(連帯保証人)

第15条 資金の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えている家族以外の連帯保証人1人を立てなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、市長が特に認めた場合には、神奈川県内に住所を有する者。
- (2) 破産者でないこと。

(3) 未成年者、禁治産者又は準禁治産者でないこと。

(4) 借受人に代わって貸付金に係る債務を弁済する能力を有する者であること。

2 借受人は、連帯保証人が連帯保証人としての資格を欠くに至ったときは、遅滞なく新たな連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（第4号様式）を市長に提出して承認を得なければならない。

3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、この保証債務は第7条に規定する違約金をも包含するものとする。

(行為の制限)

第16条 借受人は、貸付金の償還が完了するまで貸付対象土地について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付対象土地の全部又は一部を市長の承認を得ないで第三者に貸付けること。

(2) 貸付対象土地の全部又は一部を第三者に譲渡すること。

(3) 貸付対象土地の価格を著しく減少させる行為をすること。

(期限前償還)

第17条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限前に借受人に対し貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(3) 償還金の納入を怠ったとき。

(4) 第16条の規定に違反したとき。

(5) その他正当な理由がなく第11条第2項の規定による契約の条項又はこの要綱に違反したとき。

(届出義務)

第18条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。

(2) 借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。

(3) 借受人又は連帯保証人の財産について仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立があされたとき。

(費用の負担)

第19条 第14条第1項の規定による抵当権の設定に要する費用及び第14条第2項の規定による抵当権の解除に要する費用は、それぞれ借受人の負担とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けの実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。
- 2 厚木市地域改善事業宅地取得資金貸付要綱〔昭和53年4月1日施行（以下「旧要綱」という。）〕は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前において、旧要綱の規定により貸付けた貸付金は、この要綱の規定により貸付けたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和62年5月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

## 厚木市地域改善事業生活資金貸付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）に居住する住民（対象地域以外に居住する住民であつて、市長が特に認めた者を含む。）（以下「関係住民」という。）で経済的に困窮する者の生活の安定に寄与するため、予算の範囲内において貸付金を貸付することについて必要な事項を定める。

### (貸付対象者)

第2条 資金の貸付を受けることができる者は、関係住民の世帯主であつて、経済的理由により次に掲げる費用の弁済が困難な者でなければならない。

- (1) 本人又は同居の親族の結婚及び葬祭に要する費用に充てる費用（以下「福祉資金」という。）
- (2) 災害による家屋等の滅失、き損並びに本人又は同居の親族の疾病及び生計中心者の失業等により生活が一時的に困難な場合の生活に充てる費用（以下「緊急資金」という。）
- (3) 住居の移転に際し必要とする経費及び給排水設備、入浴設備、電気又は暖房設備を設けるために真に必要とする資金（以下「生活資金」という。）

### (貸付金額)

第3条 貸付金額は、次の表に定めるとおりとする。

資金名	貸付金額
福祉資金	1件につき100,000円
緊急資金	1件につき300,000円
生活資金	1件につき300,000円

### (貸付条件)

第4条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 利息 無利息
- (2) 償還期間
  - イ 福祉資金 3ヶ月据置 20回均等月賦償還
  - ロ 緊急資金 6ヶ月据置 30回均等月賦償還
  - ハ 生活資金 6ヶ月据置 30回均等月賦償還

### (償還の方法)

第5条 資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める償還表により均等額（以下「償還金」という。）を毎月償還するものとする。

2 前項の償還金の償還に当たっては、市長の発行する納入通知書により厚木市指定金融機関に指定された日（以下「納入期限」という。）までに納入しなければならない。  
(貸付制限)

第6条 市長は、第3条に規定する各資金の貸付額の範囲内で重複して資金の貸付をすることができるものとする。ただし、貸付する資金の合計金額は40万円を限度とする。

2 前項により貸付した各資金の合計額が40万円に満たない場合においては、各資金の貸付額の範囲内で40万円に満つるまで貸付することができるものとする。

3 市長は、借受人が借受した資金を全額償還した場合には、再度貸付することができる。  
(繰上償還)

第7条 借受人は、市長に申出した後において、貸付金の未償還元金の全部又は一部を繰り上げて償還することができるものとする。

(資金の借入申込)

第8条 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人と連署押印の上生活資金借入申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 借受人の家族全員の住民票の写し
- (3) 借受人及び連帯保証人の所得証明書

(貸付の決定)

第9条 市長は、生活資金貸付申請書の申込みを受けたときは、添付書類等により内容の審査を行い、貸付の可否を決定し、貸付決定、却下通知書（第2号様式）、により、申請人に通知しなければならない。

(契約の締結)

第10条 申請人は、前条の貸付決定通知を受けたときは、生活資金の貸付について契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第11条 資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えている同居の親族以外の連帯保証人1人を立てなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者。ただし、市長が特に認めた場合には、この限りでない。
- (2) 破産者、禁治産者、準禁治産者、未成年者、無収入者でないこと。
- (3) 借受人に代わって貸付金に係る債務の弁済をする能力を有する者であること。

2 借受人は、連帯保証人が連帯保証人としての資格を欠くに至ったときは、遅滞なく新たな連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（第3号様式）を市長に提出して承認を得なければならない。

(期限前償還)

第 12 条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限前に借受人に対し貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- (2) 貸付金に対する償還を怠ったとき。
- (3) その他正当な理由がなく契約の条項又はこの要綱に違反したとき。

(届出義務)

第 13 条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- (2) 借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 借受人又は連帯保証人の財産について、仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立がなされたとき。

(費用の負担)

第 14 条 第 10 条に規定する契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 厚木市地方改善生活資金貸付事業要綱〔昭和 53 年 10 月 1 日施行（以下「旧要綱」という）〕は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前において、旧要綱の規定により貸付した貸付金は、この要綱の規定により貸付したものとみなす。

## 厚木市地域改善事業住宅新築資金貸付要綱等を廃止する要綱

次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 厚木市地域改善事業住宅新築資金貸付要綱
- (2) 厚木市地域改善事業住宅改修資金貸付要綱
- (3) 厚木市地域改善事業宅地取得資金貸付要綱
- (4) 厚木市地域改善事業生活資金貸付要綱

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に本則第1号から第3号までに掲げる要綱により、資金の貸付を受けた者で、この要綱の施行の際これらの資金の償還が完了していない者については、なお、従前の例による。

厚木市地域改善事業住宅新築資金借入申請書

平成 13 年 10 月 17 日

厚木市長 殿

申請者 住 所 厚木市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

厚木市地域改善事業住宅新築資金貸付要綱に基づき、下記金額を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入金額	金 8,000,000 円	
借入事由	自己居住用住宅新築 (購入) のため	
償還期間	25 年 間	
貸付対象住宅の概要	貸付対象住宅の所在	厚木市 [REDACTED]
	構 造	本造三階建
	面 積	133.32 平方メートル
	建築費 (購入費)	20,000,000 円
	建築用地の権利	1 自己所有地      2 借 地
	借地の場合	(土地所有者の住所・氏名)
	工事着手予定日	平成 年 月 日
	工事完成予定日	平成 年 月 日

